

定期監査結果報告書

令和元監査年度 第1回

(令和元年10月～令和2年2月執行分)

監査対象機関

知事部局所管の現地機関	53機関
・ 政策部 現地機関	2機関
・ 総務部 現地機関	1機関
・ 地域交流部 現地機関	5機関
・ 県民環境部 現地機関	2機関
・ 健康福祉部 現地機関	13機関
・ 産業労働部 現地機関	4機関
・ 農林水産部 現地機関	19機関
・ 県土整備部 現地機関	7機関
教育委員会所管の教育機関等	51機関
公安委員会所管の警察署	10機関
合計	114機関

佐賀県監査委員

監 査 第 226 号
令和 2 年 6 月 4 日

佐賀県議会議長	桃 崎 峰 人	様
佐賀県知事	山 口 祥 義	様
佐賀県教育委員会教育長	落 合 裕 二	様
佐賀県公安委員会委員長	香 月 道 生	様

佐賀県監査委員	久 本 智 博
同	荒 木 敏 也
同	角 貞 樹
同	土 井 敏 行

定期監査（令和元監査年度 第1回）の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

目 次

第 1 監査の概要	1
1 監査実施期間	1
2 監査対象機関	1
3 監査の着眼点	1
第 2 監査の結果	3
1 監査の結果の概要	3
2 重要な指摘事項	3
3 その他指摘事項・検討を要する事項	5
4 監査対象機関ごとの監査結果	7
知事部局所管の現地機関	7
・政策部 現地機関	7
・総務部 現地機関	8
・地域交流部 現地機関	9
・県民環境部 現地機関	11
・健康福祉部 現地機関	12
・産業労働部 現地機関	16
・農林水産部 現地機関	17
・県土整備部 現地機関	21
教育委員会所管の教育機関等	23
公安委員会所管の警察署	35
用語の解説	37

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

令和元年10月～令和2年2月執行分

2 監査対象機関

知事部局所管の現地機関	53機関
・ 政策部 現地機関	2機関
・ 総務部 現地機関	1機関
・ 地域交流部 現地機関	5機関
・ 県民環境部 現地機関	2機関
・ 健康福祉部 現地機関	13機関
・ 産業労働部 現地機関	4機関
・ 農林水産部 現地機関	19機関
・ 県土整備部 現地機関	7機関
教育委員会所管の教育機関等	51機関
公安委員会所管の警察署	10機関

(所管は令和2年4月1日時点)

3 監査の着眼点

令和元年度の予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 事務事業は予算議決の趣旨に沿って、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているか
 - 目的に即応し、かつ計画的に運営管理されているか
 - 予算の執行時期及び財源確保は適正か
- (3) 経理事務は関係法令等に従い適正に処理されているか
 - 調定漏れ、調定金額の誤りはないか
 - 検査完了後の支出は遅延していないか
 - 契約書の内容は適正か
 - 工事の執行管理は適正か
 - 歳入歳出外現金（保証金等）の管理は適正か

- (4) 補助金事務は適正に処理されているか
補助事業の事前説明は適切に行われているか
補助金等の申請時の審査、実績報告時の確認は適切に行われているか
補助事業の状況確認並びに補助事業完了後の成果確認は適切に行われているか
- (5) 財産の管理・運用及び取得・処分は適切に行われているか
財産等の管理、処分の手続き等は適正か
債権及び基金の管理、運用は適正か

用語の解説については、37 ページから 42 ページを参照

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的には、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項が認められたので、該当機関に対し、是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、軽易な事項については、監査の折りに現地で指導した。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数

(単位：件)

区分	予算	給与・旅費	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	その他	計
重要な指摘事項					1	1				2
その他指摘事項	2	4	24	10	18	7		13		78
検討を要する事項						1				1
合計	2	4	24	10	19	9		13		81

2 重要な指摘事項

【健康福祉部】

工事の執行に関し適正でないものがあつた。

(杵藤保健福祉事務所)

ブロック塀の補強工事(控壁の増設)において、控壁の間隔及び基礎が建築基準法施行令で定められた基準を満たさなかつたため、手直し工事が必要となつていた。

また、契約金額が50万円を超えるにもかかわらず、請書を提出させていながつた。

工事名 杵藤保健福祉事務所犬抑留所ブロック塀補強・補修工事
工期 平成30年10月31日～平成30年12月31日
契約金額 817,250円

【教育委員会所管の教育機関等】

委託の契約事務に関し適正でないものがあった。

(佐賀工業高等学校)
(改善を指示した所属：教育総務課及び佐賀工業高等学校)

平成 28 年度の工事設計委託において、事前調査が不十分で防球ネットの位置に大きく影響を与える汚水柵を見落として設計したため、平成 30 年度の工事監理委託において防球ネットの位置の変更が生じ委託料が増額されていた。

委 託 名	28 佐工委第 1 号 佐賀工業高等学校防球ネット増設工事 設計委託
契 約 金 額	496,800 円
契 約 期 間	平成 29 年 1 月 10 日～平成 29 年 3 月 31 日

委 託 名	30 佐工委第 1 号 佐賀工業高等学校防球ネット増設工事 監理委託
契 約 期 間	平成 30 年 7 月 10 日～平成 31 年 3 月 25 日
当初契約金額	432,000 円
変更後契約金額	641,520 円
増 額 金 額	209,520 円

3 その他指摘事項・検討を要する事項

- (1) 予算関係 (2件)
 - 予算の繰越事務手続きで適正でないもの
- (2) 給与、旅費関係 (4件)
 - 時間外勤務手当で追給を要するもの
 - 教員特殊業務手当等で追給を要するもの
 - 通勤手当で返納を要するもの
 - ホテル利用等確認簿を作成していないもの
- (3) 収入関係 (24件)
 - 調定金額で誤っているもの
 - 調定で遅延しているもの(年度を越えるものを含む)
 - 調定で年度を誤っているもの
 - 領収証書の発行事務で適正でないもの
 - 直接収納した収納金の払込みで遅延しているもの
 - 収入未済があるもの
 - 使用料の減免に係る手続きで適正でないもの
 - 使用許可に伴う管理費の金額を誤り年度を越えて追徴しているもの
 - 授業料の収納事務手続きを怠り徴収が遅延しているもの
 - 授業料を二重に徴収しているもの
 - スクールバス利用料の徴収金額を誤り戻出を行っているもの
- (4) 支出関係 (10件)
 - 支出負担行為で遅延しているもの
 - 検査完了後の支出で遅延しているもの
 - 資金前渡の精算で適正でないもの
 - 資金前渡払とすべき経費を前金払で支出しているもの
 - 立替払により支出しているもの
 - 通学費の過払いにより返納させているもの
 - 仕様書に定めた時期での支払いを行っていないもの
 - 特別支援教育就学奨励金を過大に支払っているもの
- (5) 契約関係 (18件)
 - 予定価格調書が作成されていないもの
 - 契約保証期間が適正でないもの
 - 契約書の内容で適正でないもの
 - ・契約書に収入印紙が貼付されていないもの、金額を誤っているもの
 - ・消費税額を誤っているもの
 - ・契約書に定めのない手数料を支払っているもの
 - 産業廃棄物の委託業務で検査完了日を誤っているもの
 - 委託業務の履行確認で適正でないもの
 - 設計変更後に契約金額が100万円を超えたものを変更請書で契約し、当初の契約期間内に変更契約を締結していないもの
 - 産業廃棄物の収集・運搬及び処分委託で契約書がないもの

産業廃棄物の収集・運搬及び処分委託で長期継続契約に該当しないものを長期継続契約として契約し、翌年度以降の自動契約更新を行っているもの、また、原契約に定めのない廃棄物を処分させているもの
契約書に定める必要書類の提出を受けていないもの
契約書等に記載する数量を誤っているもの
産業廃棄物で処分すべき物品を一般廃棄物で処分しているもの

(6) 工事の執行関係 (8件)

補強土壁の安全率で適正でないもの
工事の積算で適正でないもの
成果品に照査報告書が添付されていないもの
工事の一時中止の承認通知が発出されていないもの
工事の写真管理で適正でないもの
工事現場の安全管理で適正でないもの
建設発生土情報交換システムの活用について検討を要するもの

(7) 補助金関係 (0件)

(8) 財産関係 (13件)

物品の処分で適正でないもの
物品の管理で適正でないもの
財産管理の事務手続きで適正でないもの
物品を亡失しているもの
物品に損害を与えているもの

(9) その他 (0件)

(注) 指摘事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

4 監査対象機関ごとの監査結果

知事部局所管の現地機関

・政策部 現地機関

監査対象機関名	首都圏事務所
監査執行年月日	令和2年2月13日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	消防学校
監査執行年月日	令和2年2月27日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・総務部 現地機関

監査対象機関名	自治修習所
監査執行年月日	令和2年2月27日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・地域交流部 現地機関

監査対象機関名	佐賀空港事務所
監査執行年月日	令和 2 年 1 月 9 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>予算の繰越事務手続きで適正でないものがあった。</p> <p>使用料の払い込みで遅延しているものがあった。</p> <p>設計変更後に 100 万円を超えたものを変更請書で契約し、当初の契約期間内に変更契約を締結していないものがあった。</p> <p>行政財産の使用許可に係る調定が遅延しているもの、また、財産台帳 (工作物) への記載が適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	博物館・美術館
監査執行年月日	令和 2 年 1 月 23 日
監査執行者	監査委員 久本 智博 藤木 卓一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>使用料の払い込みで遅延しているもの、また、収入年度を誤っているものがあった。</p>

監査対象機関名	九州陶磁文化館
監査執行年月日	令和元年 12 月 5 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>産業廃棄物の収集・運搬及び処分委託業務で契約書がないものがあった。</p>

監査対象機関名	名護屋城博物館
監査執行年月日	令和元年 12 月 9 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>資金前渡払とすべき経費を前金払で支出しているものがあった。</p>

監査対象機関名	佐賀城本丸歴史館
監査執行年月日	令和 2 年 1 月 24 日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>使用料の減免に係る手続きで適正でないものがあった。</p>

・県民環境部 現地機関

監査対象機関名	図書館
監査執行年月日	令和2年1月24日
監査執行者	監査委員 角貞樹 藤木卓一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>産業廃棄物の収集・運搬及び処分委託業務で契約書がないものがあった。</p>

監査対象機関名	環境センター
監査執行年月日	令和元年12月24日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・健康福祉部 現地機関

監査対象機関名	佐賀中部保健福祉事務所
監査執行年月日	令和元年 12 月 11 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。（生活保護費返還金）</p>

監査対象機関名	鳥栖保健福祉事務所
監査執行年月日	令和 2 年 1 月 22 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。（生活保護費返還金）</p> <p>産業廃棄物の収集・運搬及び処分委託で長期継続契約に該当しないものを長期継続契約として契約し、翌年度以降の自動契約更新を行っているもの、また、原契約に定めのない廃棄物を処分させているものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津保健福祉事務所
監査執行年月日	令和元年 12 月 19 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。（生活保護費返還金）</p> <p>使用許可に伴う管理費の金額を誤り年度を越えて追徴しているものがあった。</p>

監査対象機関名	伊万里保健福祉事務所
監査執行年月日	令和2年1月30日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>学会の参加費で立替払により支出しているものがあった。</p>

監査対象機関名	杵藤保健福祉事務所
監査執行年月日	令和元年12月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(生活保護費返還金)</p> <p>工事の執行で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	総合福祉センター
監査執行年月日	令和2年1月24日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>時間外勤務手当で追給を要するものがあった。</p> <p>収入未済があった。(児童福祉費負担金)</p>

監査対象機関名	衛生薬業センター
監査執行年月日	令和元年12月11日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	療育支援センター
監査執行年月日	令和2年1月24日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>通学費の過払いにより返納させているものがあった。</p>

監査対象機関名	九千部学園
監査執行年月日	令和元年12月6日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>請書で収入印紙を貼付させていないものがあった。</p> <p>産業廃棄物の委託業務で検査完了日を誤っているものがあった。</p>

監査対象機関名	虹の松原学園
監査執行年月日	令和2年1月29日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	総合看護学院
監査執行年月日	令和2年2月12日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	精神保健福祉センター
監査執行年月日	令和2年2月14日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>切手の管理で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	食肉衛生検査所
監査執行年月日	令和元年12月6日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・産業労働部 現地機関

監査対象機関名	関西・中京事務所
監査執行年月日	令和2年2月5日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 契約書で収入印紙を貼付させていないものがあった。

監査対象機関名	窯業技術センター
監査執行年月日	令和2年2月13日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	工業技術センター
監査執行年月日	令和2年2月17日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	産業技術学院
監査執行年月日	令和2年2月12日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 意見交換会の参加費で立替払により支出しているものがあった。

・農林水産部 現地機関

監査対象機関名	佐賀中部農林事務所
監査執行年月日	令和2年2月20日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>ホテル利用等確認簿を作成していなかった。</p>

監査対象機関名	東部農林事務所
監査執行年月日	令和2年2月10日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>委託契約で消費税額を誤っているものがあった。</p> <p>工事現場の安全管理で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津農林事務所
監査執行年月日	令和2年2月13日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>遡及して財産の使用許可を行っているものがあった。</p>

監査対象機関名	伊万里農林事務所
監査執行年月日	令和2年2月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>委託契約で消費税額を誤っているものがあった。</p> <p>補強土壁の安全率で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	杵藤農林事務所
監査執行年月日	令和2年2月14日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	農業技術防除センター
監査執行年月日	令和2年1月24日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	上場営農センター
監査執行年月日	令和2年1月20日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	農業試験研究センター
監査執行年月日	令和2年2月26日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 契約書に貼付された収入印紙で金額が誤っているものがあった。

監査対象機関名	農業大学校
監査執行年月日	令和2年1月24日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	果樹試験場
監査執行年月日	令和2年2月18日
監査執行者	監査委員 角貞樹 藤木卓一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	茶業試験場
監査執行年月日	令和2年2月14日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	畜産試験場
監査執行年月日	令和2年2月19日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	中部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和2年1月23日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>産業廃棄物の収集運搬及び処分の委託で、契約書に定める変更後の許可証の写しが提出されていないもの、また、業務委託契約で契約書記載の数量が誤っているものがあった。</p>

監査対象機関名	北部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和2年2月25日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	西部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和2年2月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	玄海水産振興センター
監査執行年月日	令和2年2月25日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	有明水産振興センター
監査執行年月日	令和2年2月17日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 領収証書発行番号整理簿を作成していないものがあった。 特記仕様書に記載する納品数量を誤っているもの、履行確認で適正でないものがあった。

監査対象機関名	高等水産講習所
監査執行年月日	令和2年2月25日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	林業試験場
監査執行年月日	令和2年2月26日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 予定価格調書が作成されていないものがあった。

・ 県土整備部 現地機関

監査対象機関名	佐賀土木事務所
監査執行年月日	令和 2 年 1 月 16 日・令和 2 年 1 月 17 日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>道路橋りょう使用料の調定で年度を越えて遅延しているもの、収入科目を誤っているものがあった。</p> <p>領収証書で一連番号や委任出納員の氏名を記載しておらず公印を押印していないもの、また、領収証書発行番号整理簿の記載が適正でないものがあった。</p> <p>直接収納した収納金の払込みで遅延しているものがあった。収入未済があった。(河川海岸使用料)</p> <p>仕様書に定めた時期での支払いを行っていないものがあった。工事の成果品で照査報告書を添付させていないものがあった。工事の一時中止の承認通知を发出していないものがあった。工事の写真管理基準に定める写真で一部不足しているものがあった。</p> <p>建設発生土情報交換システムの活用について検討を要するものがあった。</p> <p>(検討を指示した所属：建設・技術課)</p>

監査対象機関名	東部土木事務所
監査執行年月日	令和 2 年 2 月 18 日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>予算の繰越事務手続きで適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津土木事務所
監査執行年月日	令和 2 年 1 月 28 日・令和 2 年 1 月 29 日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>河川海岸使用料の調定で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	伊万里土木事務所
監査執行年月日	令和2年2月18日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 収入未済があった。(弁償金ほか)

監査対象機関名	杵藤土木事務所
監査執行年月日	令和2年1月30日・令和2年1月31日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 検査完了後の支出で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	ダム管理事務所
監査執行年月日	令和2年2月7日
監査執行者	監査委員 角 貞樹 藤木 卓一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	有明海沿岸道路整備事務所
監査執行年月日	令和2年1月28日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・教育委員会所管の教育機関等

監査対象機関名	東部教育事務所
監査執行年月日	令和2年1月17日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	西部教育事務所
監査執行年月日	令和2年1月29日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	教育センター
監査執行年月日	令和元年12月4日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	致遠館中学校
監査執行年月日	令和元年10月29日
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津東中学校
監査執行年月日	令和元年10月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 現金を委任出納員へ引き継ぐ際に領収書控に現金領収日付印を押印していないものがあった。

監査対象機関名	香楠中学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 30 日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄青陵中学校
監査執行年月日	令和元年 11 月 26 日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀東高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 31 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 藤木 卓一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀西高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 10 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	佐賀北高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 25 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	致遠館高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 29 日
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津東高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 18 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 委託業務の履行確認で適正でないものがあった。

監査対象機関名	唐津西高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 16 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	厳木高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 18 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 30 日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 17 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>物品で亡失しているものがあった。</p>

監査対象機関名	武雄高等学校
監査執行年月日	令和元年 11 月 26 日
監査執行者	監査委員 久本 智博 藤木 卓一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	鹿島高等学校
監査執行年月日	令和元年 11 月 25 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 藤木 卓一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>教員特殊業務手当等で追給を要するものがあった。</p> <p>物品（薬品）の処分で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	小城高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 17 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	神埼高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 15 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	三養基高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 30 日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	白石高等学校
監査執行年月日	令和元年 11 月 27 日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 資金前渡の精算で適正でないものがあった。

監査対象機関名	太良高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 31 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	高志館高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 28 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 通勤手当で返納を要するものがあった。 現金を委任出納員へ引き継ぐ際に領収書控に現金領収日付印を押印していないものがあった。 授業料の収納事務手続きを怠り、徴収が遅延しているものがあった。

監査対象機関名	唐津南高等学校
監査執行年月日	令和元年 11 月 21 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>委託契約で契約書に定めのない手数料を支払っているものがあった。</p>

監査対象機関名	伊万里農林高等学校
監査執行年月日	令和元年 12 月 23 日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	佐賀農業高等学校
監査執行年月日	令和元年 11 月 29 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	佐賀工業高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 30 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>県立学校授業料の調定で遅延しているものがあった。</p> <p>事前の調査や確認が十分に行われていないことで、その後の委託契約で増額を伴う変更が生じているものがあった。</p> <p>（改善を指示した所属：教育総務課及び佐賀工業高等学校） 工事費の積算で過大となっているものがあった。</p> <p>（改善を指示した所属：教育総務課及び佐賀工業高等学校） 工事の写真管理で適正でないものがあった。</p> <p>薬品（劇物）管理台帳への記載が漏れているものがあった。</p> <p>物品（パソコン等）に損害を与えているものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津工業高等学校
監査執行年月日	令和元年 12 月 5 日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>物品（パソコン）に損害を与えているものがあつた。</p>

監査対象機関名	鳥栖工業高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 29 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>教育財産使用料の調定で金額を誤っているものがあつた。</p> <p>現金を委任出納員へ引き継ぐ際に領収証書の原符に現金領収日付印を押印していないもの、領収証書にあらかじめ委任出納員の公印を押印していないものがあつた。</p> <p>物品（パソコン等）に損害を与えているものがあつた。</p>

監査対象機関名	塩田工業高等学校
監査執行年月日	令和元年 12 月 2 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>産業廃棄物で処分すべき物品を一般廃棄物で処分しているものがあつた。</p>

監査対象機関名	有田工業高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 31 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>県立学校授業料を二重に徴収しているものがあった。</p> <p>物品(パソコン)に損害を与え、亡失損傷届の提出が遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	佐賀商業高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 29 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	唐津商業高等学校
監査執行年月日	令和元年 12 月 5 日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>工事の契約保証期間が適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	鳥栖商業高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 25 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	伊万里商業高等学校
監査執行年月日	令和元年 12 月 23 日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	杵島商業高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 24 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鹿島実業高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 24 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品（パソコン）に損害を与えているものがあつた。

監査対象機関名	牛津高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 30 日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	多久高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 11 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	嬉野高等学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 30 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	神埼清明高等学校
監査執行年月日	令和元年 11 月 12 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品 (パソコン) に損害を与えているものがあつた。

監査対象機関名	唐津青翔高等学校
監査執行年月日	令和元年 11 月 25 日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	盲学校
監査執行年月日	令和元年 11 月 29 日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 支出負担行為で遅延しているものがあつた。 物品 (パソコン) に損害を与えているものがあつた。

監査対象機関名	ろう学校
監査執行年月日	令和元年 10 月 25 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	金立特別支援学校
監査執行年月日	令和元年 12 月 19 日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	大和特別支援学校
監査執行年月日	令和元年 11 月 18 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 スクールバス利用料の徴収金額を誤り戻出を行っているものがあった。

監査対象機関名	唐津特別支援学校
監査執行年月日	令和元年 12 月 11 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里特別支援学校
監査執行年月日	令和元年 11 月 15 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	うれしの特別支援学校
監査執行年月日	令和元年 12 月 18 日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 特別支援教育就学奨励金を過大に支払っているものがあった。

監査対象機関名	中原特別支援学校
監査執行年月日	令和元年 12 月 16 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>契約書に貼付された収入印紙で金額が誤っているものがあった。</p>

・公安委員会所管の警察署

監査対象機関名	佐賀南警察署
監査執行年月日	令和元年 11 月 29 日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀北警察署
監査執行年月日	令和元年 11 月 25 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	神埼警察署
監査執行年月日	令和元年 11 月 29 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖警察署
監査執行年月日	令和元年 11 月 22 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	小城警察署
監査執行年月日	令和元年 11 月 29 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津警察署
監査執行年月日	令和元年 12 月 11 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里警察署
監査執行年月日	令和元年 11 月 19 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄警察署
監査執行年月日	令和元年 11 月 27 日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	白石警察署
監査執行年月日	令和元年 11 月 22 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鹿島警察署
監査執行年月日	令和元年 12 月 18 日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査実施期間開始から報告書提出までの監査委員交代について

森 田 信 彦	令和元年 10 月 16 日退任
荒 木 敏 也	令和元年 10 月 17 日就任
藤 木 卓一郎	令和 2 年 4 月 23 日退任
土 井 敏 行	令和 2 年 4 月 24 日就任

用語の解説

用 語	説 明
定期監査	<p>地方自治法 第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 監査委員は、毎会計年度少くとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。</p>
監査結果の報告	<p>地方自治法 第 199 条</p> <p>9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。</p>
調 定	<p>調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長が、その歳入の内容を調査して、収入金額を決定する行為をいいます。</p> <p>地方自治法 第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p>

	<p>佐賀県財務規則</p> <p>第 42 条 収支等命令者は、諸収入金を収入しようとするときは、次に掲げるところにより区分し、調定(受入)決議書により徴収の決定(以下「調定」という。)を行わなければならない。</p> <p>(1) 次号及び第 3 号に掲げる収入金以外の収入金の調定(以下「一般調定」という。)</p> <p>(2) 令第 154 条第 2 項に規定する納入の通知を必要としない収入金及び同条第 3 項ただし書に規定する納入通知書によりがたい収入金の調定(以下「払込調定」という。)</p> <p>(3) 公金振替による収入金の調定(以下「公金振替調定」という。)</p>
<p>領 収 証 書</p>	<p>領収証書とは、納入義務者から諸収入金を収納したときに、収納の証明として納入義務者に対して交付する書類をいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 47 条 会計管理者、出納員又は経理員は、納入通知書等又は返納通知書等によらない諸収入金(マルチペイメントネットワークによるものを除く。)を収納したときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により納入義務者に交付する領収証書は、会計管理者又は委任出納員があらかじめ公印を押し、領収証書発行番号整理簿に記入した領収証書でなければならない。</p> <p>3 第 1 項の場合において、出納員(委任出納員である者を除く。以下この項において同じ。)又は経理員が収納したときは、直ちに、当該諸収入金を会計管理者又は委任出納員に引き継ぎ、第 1 項の規定により交付した領収証書の原符又は収納金額を確認することができる書面に現金領収日付印を受けなければならない。</p>
<p>支出負担行為</p>	<p>支出負担行為とは、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為です。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第 1 段階の行為をいうもので、次のような決定行為等が含まれています。</p> <p>工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような債務を負担する行為</p>

	<p>補助金の交付の決定行為 普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為 給与その他の給付の支出の決定行為</p> <p>地方自治法 第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p>
<p>資 金 前 渡</p>	<p>資金前渡とは、前渡を受けた資金を保管し、自己の名と責任において正当債権者に支払いをすることをいいます。</p> <p>地方自治法施行令 第 161 条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。</p> <p>17 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの</p> <p>佐賀県財務規則 第 70 条 令第 161 条第 1 項第 17 号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。 (14) 会議、講習会その他これらに類する会合において即時支払を必要とする経費</p>
<p>資金前渡の精算</p>	<p>佐賀県財務規則 第 76 条 資金を前渡された者は、領収書及び第 62 条に規定する必要な書類を添付した資金前渡精算書兼精算命令書を、当該資金に係る経費の支払完了後（出張して支払ったものにあつては、帰庁後）7 日以内（やむを得ない理由により、当該期間内に提出することができないと収支等命令者が認めるときは、14 日以内）に収支等命令者に提出しなければならない。</p>
<p>予 定 価 格</p>	<p>予定価格とは、適正な契約金額を定める基準となるものです。</p>

	<p>佐賀県財務規則</p> <p>第 105 条 収支等命令者は、競争を行う場合は、競争に付する事項の予定価格を記入した予定価格調書その他必要な書類を封印し、開札又は競りを行う際に、当該競争の場所に置かなければならない。</p>
<p>仕 様 書</p>	<p>仕様書とは、工事や業務委託等の契約を締結する際に添付する設計図書の一部で、契約書の内容を補完するものです。</p> <p>仕様書には、共通仕様書とそれを補足する特記仕様書があります。</p> <p>例えば、工事における共通仕様書には、作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成されています。</p> <p>また、特記仕様書では、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を求めています。</p>
<p>長期継続契約</p>	<p>地方公共団体の契約は会計年度に合わせ単年度の契約期間とすることが原則ですが、法令で定める特別の場合には、複数年度にわたる契約を締結することができます。この契約を長期継続契約といいます。</p> <p>地方自治法</p> <p>第 234 条の 3 普通地方公共団体は、第 214 条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。</p> <p>地方自治法施行令</p> <p>第 167 条の 17 地方自治法第 234 条の 3 に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。</p>

	<p>佐賀県長期継続契約に関する条例</p> <p>地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 に規定する条例で定めるものは、次に掲げる契約とする。</p> <p>(1) 電子計算機等の物品を借り入れるための契約</p> <p>(2) 警備業務等の庁舎管理に関する契約</p> <p>(3) 情報システム、検査機器等の監視及び保守に関する契約</p> <p>(4) その他商慣習上複数年にわたることが一般的な契約のうち、知事が特に認めるもの</p>
<p>財 産 台 帳</p>	<p>財産台帳とは、県が保有する土地建物等の公有財産を管理する帳簿のことで、財務経営システムにより管理しています。</p> <p>佐賀県公有財産規則</p> <p>第 34 条 財産管理者は、次の各号に掲げる財産について、それぞれ当該各号に掲げる様式により財産台帳及び履歴台帳を備え、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(1) 土地 別記様式第 23 号の 1 及び様式第 23 号の 2</p> <p>(2) 建物 別記様式第 23 号の 3 及び様式第 23 号の 4</p> <p>(3) 工作物 別記様式第 23 号の 5 及び様式第 23 号の 6</p> <p>(4) 立木 別記様式第 23 号の 7 及び様式第 23 号の 8</p> <p>(5) 船舶 別記様式第 23 号の 9 及び様式第 23 号の 10</p> <p>(6) 用益物権 別記様式第 23 号の 11 及び様式第 23 号の 12</p> <p>(7) 無体財産権 別記様式第 23 号の 13 及び様式第 23 号の 14</p> <p>(8) 有価証券その他 別記様式第 23 号の 15 及び様式第 23 号の 16</p>
<p>か い</p>	<p>現地機関のうち、出納その他の会計事務をつかさどることができる機関として指定されたものをいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 2 条第 7 号 かい</p>

	<p>本庁等以外に設けられた行政機関、公の施設等（以下「現地機関等」という。）のうち、知事が公示して指定するものをいう。</p>
委任出納員	<p>委任出納員とは、会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいいます。（主に総務課長）</p> <p>佐賀県財務規則 第2条第10号 委任出納員 会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいう。</p>
経理員	<p>経理員とは、会計管理者又は出納員の命を受けて、現金や物品の出納など会計管理者又は出納員の事務を補助執行する職員をいいます。</p> <p>佐賀県財務規則 第9条 会計管理者の事務を補助させるため、出納員及び経理員を置く。</p> <p>第14条 本庁等の各課及びかいにおいては、特に任命する者のほか、次に掲げる者は、経理員に任命されたものとする。この場合において、知事の補助機関である職員以外の職員で、経理員に任命された者は、知事の補助機関である職員に併任されたものとする。</p> <p>(1) 庶務に従事する職員 (2) 出納局の職員 (3) 生產品の販売を担当する職員</p>

(注) 関係条文を一部抜粋